

## ○伊予市補助金等審議会条例

平成 19 年 6 月 27 日条例第 23 号

### 伊予市補助金等審議会条例 (設置)

**第 1 条** 本市が交付する補助金、交付金、負担金その他の財政援助的な支出（以下「補助金等」という。）について、適正かつ効果的な交付を図ることを目的に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊予市補助金等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (任務)

**第 2 条** 審議会は、補助金等の交付に関する事項について審議し、必要な意見を市長に述べるものとする。

### (組織)

**第 3 条** 審議会は、委員 6 人以内で組織する。  
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
(1) 学識経験を有する者  
(2) 公募による市民  
(3) その他市長が認めた者

### (任期)

**第 4 条** 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期とする。

### (会長)

**第 5 条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

**第 6 条** 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。  
2 審議会は、在任委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。  
3 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、審議に係る関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

### (委任)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。